

後期高齢者医療保険からのお知らせ

①【76～85歳になる方へ歯科口腔健診の受診券をお送りしています】

受診期間:令和7年7月1日～11月30日

歯科口腔健診とは

1. 歯や歯肉・お口の中の状態、噛む能力等を調べます。
2. 結果に基づいて、必要な保健指導を行います。
3. 現在、通院治療中の方や、総入れ歯の方も健診を受けることができます。

むらさき色の封筒で歯科口腔受診券が届いた方は、歯科医院に予約をしてから受診してください。
住所変更や対象外の場合には、受診券が届かない方もあります。(対象外:長期入院、施設入所中など)
健康寿命を延ばすには、定期的な歯科健診が重要です。自己負担無料の機会に受診しませんか。
詳しくは同封しているお知らせをご覧ください。

②【制度を音声でご案内するCDを配布しています】

後期高齢者医療制度について、希望された方に音声版の「後期高齢者医療制度のしおり」のCDを配布または貸出しをしています。

マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続き
マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** まで

お問い合わせ

- ◆ 島根県後期高齢者医療広域連合:0852-20-7526
- ◆ 役場健康福祉課 保険係 電話:54-2511 有線:31-5000(内線5121)

介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

仁多福祉会、よこた福祉会等が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を全て満たす方は、利用者負担額の25% (老齢福祉年金受給者は50%) が軽減されますので、適用を受けたい方は必ず申請してください。

◆軽減を受けるための要件 市町村民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方

- ① 年間収入が150万円以下であること (世帯員が1人増えるごとに50万円加算)
- ② 預貯金等の額が350万円以下であること (世帯員が1人増えるごとに100万円加算)
- ③ 日常生活に供する資産 (居住家屋等) 以外に保有資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

◆申請場所 健康福祉課(役場仁多庁舎) 又は 税務課(役場横田庁舎)

◆申請期間 随時受付 (ただし、申請した月の初日から適用となります)

- #### ◆申請に必要なもの
- ① 介護保険被保険者証
 - ② 預金通帳・有価証券 (世帯員名義のもの全て)
 - ③ 年金額 (年額) のわかるもの
 - ④ 加入医療保険の被保険者証

◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護 (デイサービス)	介護サービス費、食費
訪問介護 (ホームヘルプ)	介護サービス費

お問い合わせ

◆ 健康福祉課 保険係 電話:54-2511 有線:31-5000(内線5120)

令和7年度 国民健康保険税の 税率・額が決まりました



本年度の国民健康保険の税率・額が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

◆一部の税率・額を改正

令和7年度の国民健康保険税は、下記の2点に基づき見直しを行いました。

- ① 安定した保険制度の運営を図ること
 - ② 保険料水準の県統一化に向けた見直しをすること
- 変更内容は、所得割率を引き上げた一方で、続く物価高騰等の影響を考慮し、全ての被保険者に課される均等割、及び全ての世帯に課される平等割を減額しました。(下表参照)

項 目		令和6年度	令和7年度	比 較
医 療 給 付 費 分	所得割率	7.31%	8.08%	+0.77%
	均等割額	28,300円	27,300円	△1,000円
	平等割額	20,400円	19,400円	△1,000円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.44%	2.51%	+0.07%
	均等割額	9,000円	8,600円	△400円
	平等割額	6,730円	6,200円	△530円
介 護 納 付 金 分	所得割率	1.95%	1.95%	(同 率)
	均等割額	8,500円	8,500円	(同 額)
	平等割額	4,600円	4,600円	(同 額)

◆国民健康保険の計算方法

国保税(年額) = ①医療給付費分 + ②後期高齢者支援金等分 + ③介護納付金分

	所得割額 (各世帯の所得に応じて計算)	均等割額 (各世帯の加入者数に応じて計算)	平等割額 (1世帯当たりの額)
①医療給付費分	課税所得 × 8.08%	加入者数 × 27,300円	19,400円
②後期高齢者支援金等分	課税所得 × 2.51%	加入者数 × 8,600円	6,200円
③介護納付金分 (40～64歳の人のみ)	課税所得 × 1.95%	加入者数 × 8,500円	4,600円

※課税所得…前年の所得(給与や個人事業などの収入から、その収入を得るために必要とした経費(給与の場合は給与所得控除)を差し引いた額)から基礎控除43万円を差し引いた額。

保険税の最高限度額は、「医療給付費分」が66万円、「後期高齢者支援金分」が26万円、「介護納付金分」は17万円です。

各世帯の国保税額についての詳細は、7月中旬に送付している納税通知書でご確認ください。

◆低所得者に対する軽減

世帯のうち国保加入者全員の令和6年所得額の合計(擬制世帯主の所得を含む)が下表に該当する場合、均等割と平等割をそれぞれの軽減割合に応じて減額します。

軽減割合	世帯のうち国保加入者にかかる前年の総所得額(擬制世帯主の所得を含む)
7割軽減	43万円
5割軽減	43万円+30万5千円×[被保険者数]以下
2割軽減	43万円+56万円×[被保険者数]以下

お問い合わせ

■「資格」について… 健康福祉課 電話:54-2511 有線:31-5000(内線5123)
■「税」について… 税 務 課 電話:52-2671 有線:20-4000(内線4101)